



平成 22 年 2 月 23 日

各 位

東京都目黒区青葉台三丁目 6 番 16 号

株式会社 B B H

(URL <http://www.bbank.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 大島 剛生

(コード番号：3719)

問合せ先 管理本部長 江口 航

電話番号：03-5456-3051

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が株式会社 N S P (以下、「N S P」といいます) から平成 21 年 4 月 15 日付けで提訴されている損害賠償請求訴訟について、本日、東京地方裁判所より判決が言い渡されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所

平成 22 年 2 月 23 日

2. 訴訟の経緯

平成 21 年 4 月 24 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」において開示しておりますとおり、当社と N S P との間で締結されたリース契約に関し、リース物件が存せず、双方の代表者が同一人物であることを利用し、当社が不当な利益を得たとして 4,729 万 7,250 円及び年 6 分の割合の金員の支払いを求める損害賠償請求訴訟を受けておりました。

しかしながら、当社の社内調査、当時の N S P 監査役による N S P 社内調査、第三者機関による調査など、複数の調査の結果により、いずれも本取引が正当な取引であり、かつ、契約は有効であると確認されており、当社は上記損害賠償義務が当社にはないことを主張し、争ってまいりました。

3. 判決の内容

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

4. 今後の見通し

当社の主張が認められており、当該判決により当社の平成 22 年 12 月期連結業績への影響はありません。なお、本判決に対して、原告らにより控訴が提起された場合にも引き続き当社の主張が認められるよう対応していく所存であります。

以 上